### 1 集落営農数

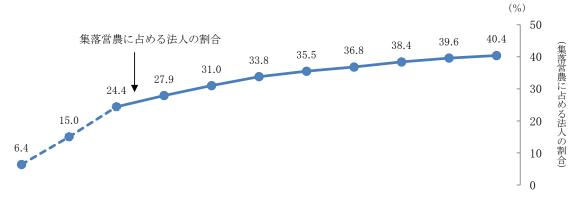
令和5年2月1日現在の集落営農数は1万4,216となり、前年に比べ149 (1.0%) 減少した。このうち、法人の集落営農数は5,750となり、前年に比べ56 (1.0%) 増加した。これにより、集落営農に占める法人の割合は40.4%となり、前年に比べ0.8ポイント上昇した。

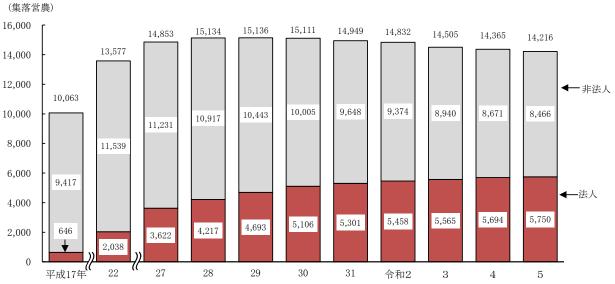
全国農業地域別にみると、東北が3,220と最も多く、次いで北陸が2,285、九州が2,205の順となっている。このうち、法人の集落営農数は、北陸が1,302と最も多く、次いで東北が1,101、中国が932の順となっている。

また、集落営農に占める法人の割合をみると、北陸が57.0%と最も高く、次いで中国が45.6%、東海が41.8%の順となっている。

非法人では、東北が2,119と最も多く、次いで九州が1,385、近畿が1,268の順となっている。

## 図1 集落営農数及び集落営農に占める法人の割合の推移(全国)





組織形態別集落営農数(全国農業地域別)

区	分	単位	全 国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東 海	近 畿	中国	四 国	九 州	沖 縄
令和4年	計	集落 営農	14, 365	208	3, 240	2, 300	1, 032	761	1, 935	2, 089	560	2, 233	7
	法 人	"	5, 694	36	1,082	1, 294	380	306	634	933	210	819	-
	非法人	"	8,671	172	2, 158	1,006	652	455	1, 301	1, 156	350	1, 414	7
	法人割合	%	39. 6	17. 3	33. 4	56. 3	36.8	40.2	32.8	44. 7	37.5	36. 7	_
5	計	集落 営農	14, 216	195	3, 220	2, 285	1,024	739	1, 918	2,046	577	2, 205	7
	法 人	"	5, 750	35	1, 101	1,302	382	309	650	932	219	820	-
	非法人	"	8, 466	160	2, 119	983	642	430	1, 268	1, 114	358	1, 385	7
	法人割合	%	40.4	17. 9	34. 2	57.0	37. 3	41.8	33. 9	45. 6	38.0	37. 2	
対前年差	計	集落 営農	△ 149	△ 13	△ 20	△ 15	△ 8	△ 22	△ 17	△ 43	17	△ 28	0
	法 人	"	56	$\triangle$ 1	19	8	2	3	16	$\triangle$ 1	9	1	_
	非法人	"	△ 205	$\triangle$ 12	△ 39	$\triangle$ 23	△ 10	$\triangle$ 25	$\triangle$ 33	$\triangle$ 42	8	$\triangle$ 29	0
	法人割合	ま <sup>°</sup> イント	0.8	0.6	0.8	0.7	0.5	1.6	1.1	0.9	0.5	0.5	_
対前年増減率	計	%	△ 1.0	△ 6.3	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.8	△ 2.9	△ 0.9	△ 2.1	3.0	△ 1.3	0.0
	法 人	"	1.0	△ 2.8	1.8	0.6	0.5	1.0	2.5	$\triangle$ 0.1	4.3	0.1	nc
	非法人	"	△ 2.4	△ 7.0	△ 1.8	△ 2.3	△ 1.5	△ 5.5	△ 2.5	△ 3.6	2. 3	△ 2.1	0.0

注:表中に用いた記号は、次のとおりである。 「 - 」:事実のないもの 「 △ 」:負数又は減少したもの 「 nc 」:計算不能

#### 2 集落営農の構成状況

# (1) 集落営農を構成する農業集落数の状況

集落営農を構成する農業集落数別に集落営農数割合をみると、一つの農業集落で構成されている集落営農が71.4%と最も高く、次いで2集落が11.0%、3集落が5.8%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、2集落以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

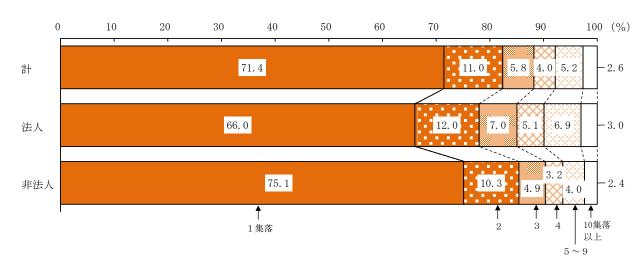


図2 集落営農を構成する農業集落数別にみた集落営農数割合(全国)

注:構成比については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある(以下同じ。)。

#### (2) 集落営農を構成する農家数の状況

集落営農を構成する農家数別に集落営農数割合をみると、 $10\sim19$ 戸で構成されている集落営農が26.7%と最も高く、次いで9戸以下が21.1%、 $20\sim29$ 戸が18.4%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、構成農家数30戸以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

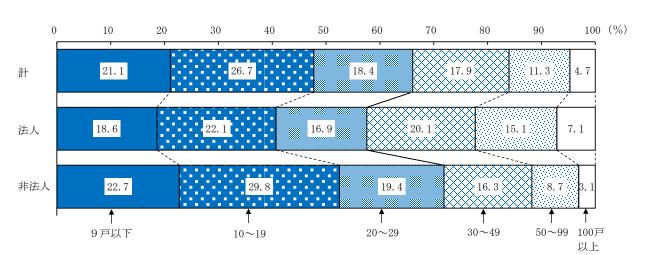


図3 構成農家数別にみた集落営農数割合(全国)

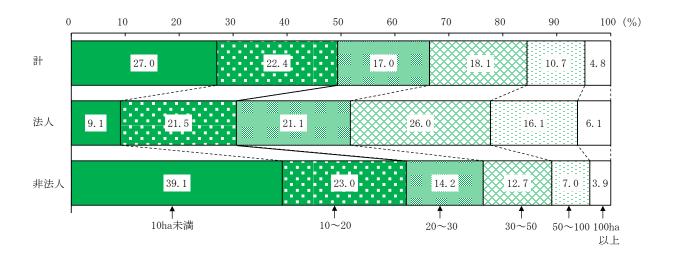
#### 3 集落営農による農地の集積状況

現況集積面積とは、経営耕地面積と農作業受託面積を合計した面積をいう。 経営耕地面積とは、集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えた ものをいう。なお、集落営農が関わっている面積全体を把握する必要があるため、農地 の利用調整など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についてもこれに含む。 農作業受託面積とは、集落営農として農作業を受託した実面積をいい、部分作業受託 を行った場合を含む。

農地の現況集積面積(経営耕地面積+農作業受託面積)の規模別に集落営農数割合をみると、10ha未満の集落営農が27.0%と最も高く、次いで10~20haが22.4%、30~50haが18.1%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、20ha以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集 落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

#### 図4 農地の現況集積面積規模別にみた集落営農数割合(全国)



## 4 集落営農における活動内容(複数回答)

集落営農における具体的な活動内容を集落営農数割合でみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」が88.1%と最も高く、次いで「農産物等の生産・販売を行う」が79.7%、「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う」が56.4%の順となっている。なお、法人では「農産物等の生産・販売を行う」が99.0%と最も高くなっている。

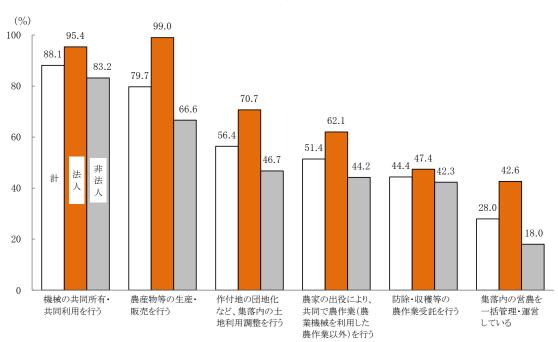


図 5 活動内容別集落営農数割合(複数回答)(全国)